

被災地における復旧・復興について

＜提案・要望先＞ 復興庁，国土交通省，財務省，総務省，農林水産省，厚生労働省，文部科学省，文化庁

＜提案・要望内容＞

平成23年3月に発生した東日本大震災や原発事故により，本県の県民生活や企業活動は，依然として大変厳しい状況におかれております。

このような中，本県では国において講じられている各種支援措置を最大限に活用しながら，各分野における取組を積極的に展開しているところですが，本格的な復興のためには，さらなる支援が必要な状況にあります。

政府においては，災害からの復旧・復興についてご尽力いただいているところでございますが，この未曾有の危機を乗り越え，県民の安全・安心な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう，以下の事項についてさらなるご配慮をお願いいたします。

記

1 復興・創生期間における復興財源の確保

(1) 復興交付金について

復興交付金制度について，地域ごとの実情を十分に配慮のうえ，復興が完了するまでの間，引き続き必要な予算を確保すること。

特に，液状化対策事業については，対策工法の選定や住民同意の取得，工事の施工などに相当の期間を要すること，さらには事業費が極めて多額にのぼることから，長期的な支援を行うこと。

(2) 社会資本整備総合交付金（復興）について

社会資本整備総合交付金（復興）について，復興が完了するまでの間，必要十分な予算額を確保し，その地方負担について，引き続き地方財政措置を講ずること。

(3) 地方財政措置の継続について

復旧・復興事業については，被災自治体の過度な負担にならないよう，引き続き震災復興特別交付税等による地方財政措置を講ずるとともに，震災復興特別交付税について，通常の地方交付税とは別枠とする措置を継続すること。

(4) 国が行う復興事業について

国が行う復興事業について，より一層の整備促進を図るとともに，それに係る直轄事業負担金については，震災復興特別交付税による地方財政措置を継続すること。

2 減収補填の適用期限延長について

復興特区における税制上の特例措置が平成32年度まで延長されたところであるが、これに伴う地方税に係る課税免除又は不均一課税に対する減収補填のための財政措置は平成28年度が適用期限とされたことから、十分な措置を平成32年度末まで講ずること。

3 災害に強い医療体制づくりについて

災害に強い医療施設づくりを推進するため、耐震・免震化の推進に対する財政支援措置を継続すること。

4 防災教育の充実について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の実践及び充実を図るため、学校の防災力強化のための事業を継続すること。

5 文化芸術活動に対する財政措置の継続について

実演芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業に対する補助を継続すること。